

## 浜岡原子力発電所 5 号機 特別な保全計画変更の届出について

2010 年 11 月 4 日

当社は、[2010 年 9 月 29 日](#)に公表した 5 号機の停止期間の延長を踏まえ、これまで計画・実施してきました特別な保全計画<sup>※1</sup>の内容に以下の項目を追加しました。

本日、電気事業法第 42 条第 2 項に基づき、経済産業大臣へ特別な保全計画を追加した保安規程〔電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)〕<sup>※2</sup>を届け出ましたのでお知らせします。

### 【特別な保全計画の内容】

特別な保全計画では、設備の保管・維持管理として、以下のような対応を定めています。

＜これまでの内容＞

- 復水器内の細管清掃
- 蒸気タービンの乾燥保管 など

＜今回追加した内容＞

- 原子炉機器冷却水海水系熱交換器内の細管清掃
- 電源装置の冷却ファンモータ取替
- 原子炉保護系インターロック機能検査
- 非常用ディーゼル発電機機能検査 など

※1 特別な保全計画とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第 11 条 第 1 項 第 7 号」に基づき、原子炉の運転を相当期間停止する場合等に、設備の保管・維持管理の内容等を定めているものです。

2010 年 8 月 18 日に経済産業大臣に届出を行った保安規程〔電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)〕へ改めて特別な保全計画を追加しました。

([2010 年 8 月 18 日](#)お知らせ済み)

なお、当社は、2009 年 8 月 11 日に発生した駿河湾の地震後に、社内規程に基づき、自主的に駿河湾の地震に伴う特別な保全計画を策定し、各号機の機器単位の点検および系統単位の点検を実施してまいりました。今回、届出を行った特別な保全計画が法令に基づくものであるのに対し、駿河湾の地震に伴う特別な保全計画は社内規程に基づく自主的なもので、性格の異なるものです。

※2 保安規程は、事業者が事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第 42 条に基づき、社内保安体制と保安業務の基本的な事項を定めて、国に届出ているものです。

以 上